

I N F L U X次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社「（仮称）鱒ヶ沢洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年12月16日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、についてI N F L U X次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社「（仮称）鱒ヶ沢洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：青森県鱒ヶ沢町前面海域及びその周辺
- ・原動力の種類：風力（洋上）
- ・出力：最大432,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 9月 27日
環境大臣意見受理	令和元年12月 6日
経済産業大臣意見	令和元年12月 16日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742（直通）

INFLUX次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社「（仮称）鱒ヶ沢洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

イ 対象事業実施区域の設定に当たっては、引き続き青森県等と積極的に情報共有、意見交換等を実施した上で、青森県が「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」（環境省）により、関係者間で協議しながら環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価した「青森県洋上風力ゾーニングマップについて」を踏まえて検討すること。

(2) 累積的な影響

本事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中又は工事中若しくは環境影響評価手続終了若しくは手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 関係機関等との連携

青森県沖日本海（南側）は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）における今後の促進区域の指定に向けて、既に一定の準備段階に進んでいる区域として位置づけられており、今後、促進区域の指定に関する検討がなされると考えられることから、青森県と十分に協議・調整を行うこと。

(4)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5)最新の知見の反映

洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、本事業の実施の検討に当たって、最新の知見及び先行事例の知見の収集に努めること。

(6)事業計画の見直し

2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

(1)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、ガン類及びハクチョウ類等の渡り経路となっている可能性があるほか、想定区域周辺の陸域では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシやオオワシ等の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2)海生生物に対する影響

想定区域の一部は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省)に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結

果を踏まえ、工事中における水の濁り等により、海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(3) 景観に対する影響

本事業については、想定区域から自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された津軽国定公園の普通地域を除外しており、景観に対する影響への一定の配慮がみられる。一方で、周辺には当該国定公園の利用施設計画に位置づけられている「出来島海岸」等の主要な眺望点が存在しており、これら眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性、利用者の意見、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限離隔距離を取る等の措置を講ずること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言並びに国定公園等の管理者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法に基づき指定された津軽国定公園の利用施設計画に位置づけられている「出来島海岸」のほか、沿岸に位置する「東北自然歩道」等の歩道など複数の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、風車の影及び景観変化等により、これら人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これら人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用者の意見、利用の状況等を把握した上で、事業実施による影響を予測及び評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。